

平成31年度南砺市水道事業水道水質検査計画について

南砺市ふるさと整備部上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

南砺市の水道水質について、安全性と快適性の確保に向け、平成31年度に必要な水質検査の計画を立てるものです。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、配水管の末端等、水の停滞しやすい場所とします。また、原水についても実施します。

(2) 検査項目

水道法で義務付けられている毎日検査と水質基準項目を行います。

(3) 検査頻度

毎日検査については、各検査箇所において毎日行い、水質基準項目については、毎月一回行います。項目によっては過去の検査結果等によって3年に1回と回数を減じてよい項目がありますが、水道水の安全性を確認するために、最低でも年に1回実施することとします。

3. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査については配水区域ごとに市内45箇所で検査を行います。

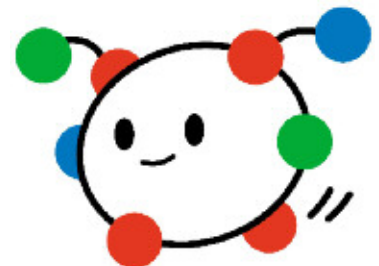
水質基準項目は、水源及び配水区域ごとに市内60箇所で検査を行います。（水質検査地点：図1参照）

(2) 毎日検査項目 4項目（毎日検査項目3項目＋水質基準項目1項目）

給水栓（蛇口）で毎日検査することが義務付けられている項目です。

表1 毎日検査

	項 目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	残留塩素濃度	0.1mg/L 以上
4	味	異常でないこと



上水道事業

検査地点	検査頻度	検査地点	検査頻度
井波系統・安室（受水）※	1回／日	井口系統・池尻（受水）	1回／日
城端系統・信末（受水）	1回／日	福野系統・本江（受水）	1回／日
大西系統・吉江中（受水）	1回／日	吉見系統・嫁兼（受水）	1回／日
樋瀬戸系統・立野新（受水）	1回／日	小山系統・開発（受水）	1回／日
舘系統（受水）	1回／日	糸谷水系・才川七	1回／日
小又水系	1回／日	湯谷水系	1回／日
砂子谷水系	1回／日	人母水系	1回／日

検査地点	検査頻度	検査地点	検査頻度
蔵原水系	1回／日	土山水系	1回／日
三軒茶屋水系	1回／日	アローザ水系・アローザ村	1回／日
小山※ (福光)	1回／日	平地域 (祖山) (平)	1回／日
平地域 (上梨) (平)	1回／日	平地域 (田向) (平)	1回／日
平地域 (下梨) (平)	1回／日	平地域 (籠渡) (平)	1回／日
平地域 (小来栖) (平)	1回／日	平地域 (梨谷) (平)	1回／日
平地域 (下出) (平)	1回／日	平地域 (大崩島) (平)	1回／日
平地域 (杉尾) (平)	1回／日	上平地域 (楮) (上平)	1回／日
上平地域 (漆谷) (上平)	1回／日	上平地域 (猪谷) (上平)	1回／日
上平地域 (西赤尾) (上平)	1回／日	上平地域 (菅沼) (上平)	1回／日
上平地域 (小原) (上平)	1回／日	上平地域 (細島) (上平)	1回／日
利賀※ (利賀)	1回／日	利賀地域 (下田) (利賀)	1回／日
利賀地域 (中村) (利賀)	1回／日	利賀地域 (細島) (利賀)	1回／日
利賀地域 (北島) (利賀)	1回／日	利賀地域 (千束) (利賀)	1回／日
利賀地域 (島地) (利賀)	1回／日	利賀地域 (上百瀬) (利賀)	1回／日
利賀地域 (長崎) (利賀)	1回／日		

※ (受水) とは、砺波広域圏事務組合水道事業所の松島浄水場から受水しております。(水源：庄川)

その他は、自己水源で塩素滅菌 (一部緩速ろ過) して配水しております。(水源：湧水、井戸、表流水)

※上水名と検査地点が同じ場合は上水名のみ表示となっております。

(3) 水質基準項目 (51項目)

給水栓 (蛇口) において、水道法に定められていた水質基準に適合する水質 (表2参照) で給水することが義務付けされている項目です。

表2 水質基準項目

浄水水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	100個/mL以下	2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム	0.003mg/L以下	4	水銀	0.0005mg/L以下
5	セレン	0.01mg/L以下	6	鉛	0.01mg/L以下
7	ヒ素	0.01mg/L以下	8	六価クロム	0.05mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	10	シアン	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	フッ素	0.8mg/L以下
13	ホウ素	1.0mg/L以下	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	26	臭素酸	0.01mg/L以下

番号	項 目 名	基 準 値	番号	項 目 名	基 準 値
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	32	亜 鉛	1.0mg/L 以下
33	アルミニウム	0.2mg/L 以下	34	鉄	0.3mg/L 以下
35	銅	1.0mg/L 以下	36	ナトリウム	200mg/L 以下
37	マンガン	0.05mg/L 以下	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	40	蒸発残留物	500mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	46	有機物等（全有機炭素の量）	3mg/L 以下
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと	50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下	52	残留塩素濃度	0.1mg/l 以上

浄水：毎月検査 11 項目（番号 1, 2, 34, 38, 39, 46～51）

3 ヶ月毎 23 項目（番号 1, 2, 21～31, 34, 38, 39, 46～51） 年 1 回 51 項目

原水：年 1 回 40 項目（番号 1～20, 32～51）

（４）指標菌検査

耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア）の監視として、原水の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を実施します。水源の種類や検査結果により毎月、3 ヶ月毎、年 1 回の頻度で検査します。

（５）クリプトスポリジウム、ジアルジア検査

（４）の指標菌検査で陽性となった原水について、3 ヶ月毎（年 4 回）に検査します。

また、クリプトスポリジウム・ジアルジア対策済の原水については 1 年毎（年 1 回）に検査します。

4. 水質検査方法

水質基準項目と指標菌検査は砺波広域圏事務組合水道事業所に、クリプトスポリジウム等検査は民間検査機関に委託しております。検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行ないます。

なお、それ以外の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）によって行ないます。

5. 臨時の水質検査について

水源等で次のような水質の変化があり、蛇口での水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- （１）水源の水質が著しく悪化したとき
- （２）水源に異常があったとき
- （３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- （４）浄水過程に異常があったとき

- (5) 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたと思われるとき
- (6) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

6. 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の見直しは、検査結果や水源域の状況に基づいて行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度初めに作成し、当市のホームページ等で公表します。また、給水栓の検査結果についても、ホームページ等で公表します。

8. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査毎に行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

9. 関係者との連携

当市は、砺波広域圏事務組合水道事業所からの浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に対して迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えます。

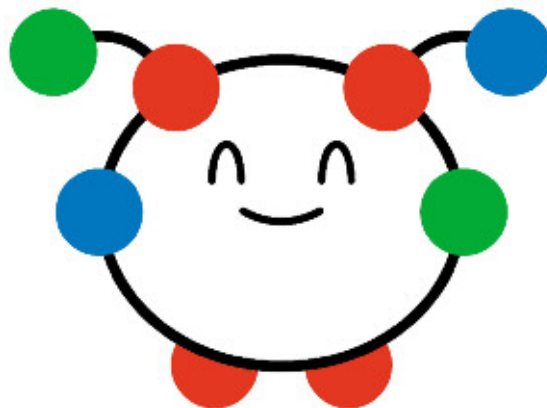
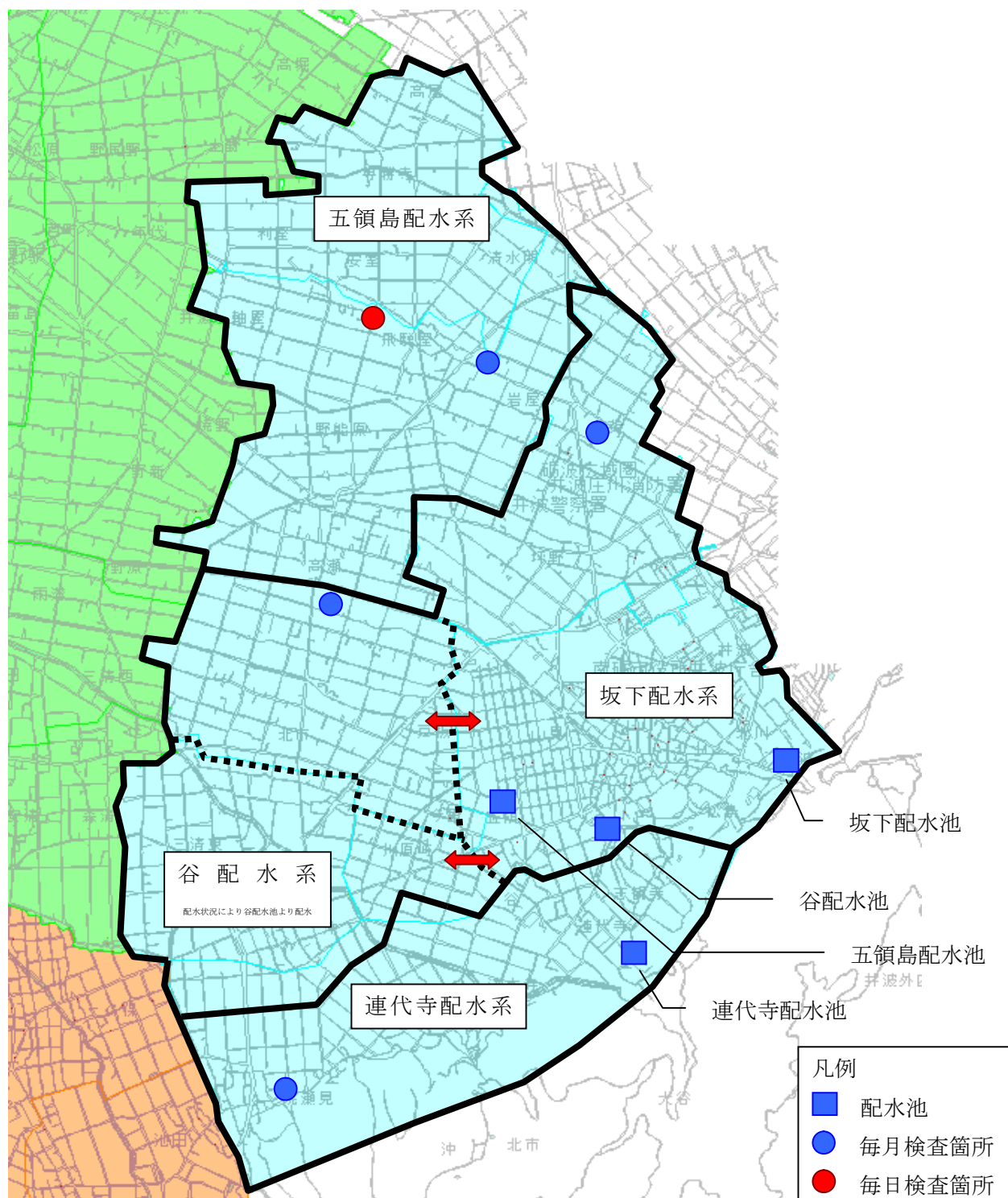


図 1 - 1 水質検査を行う採水地点（井波地域）

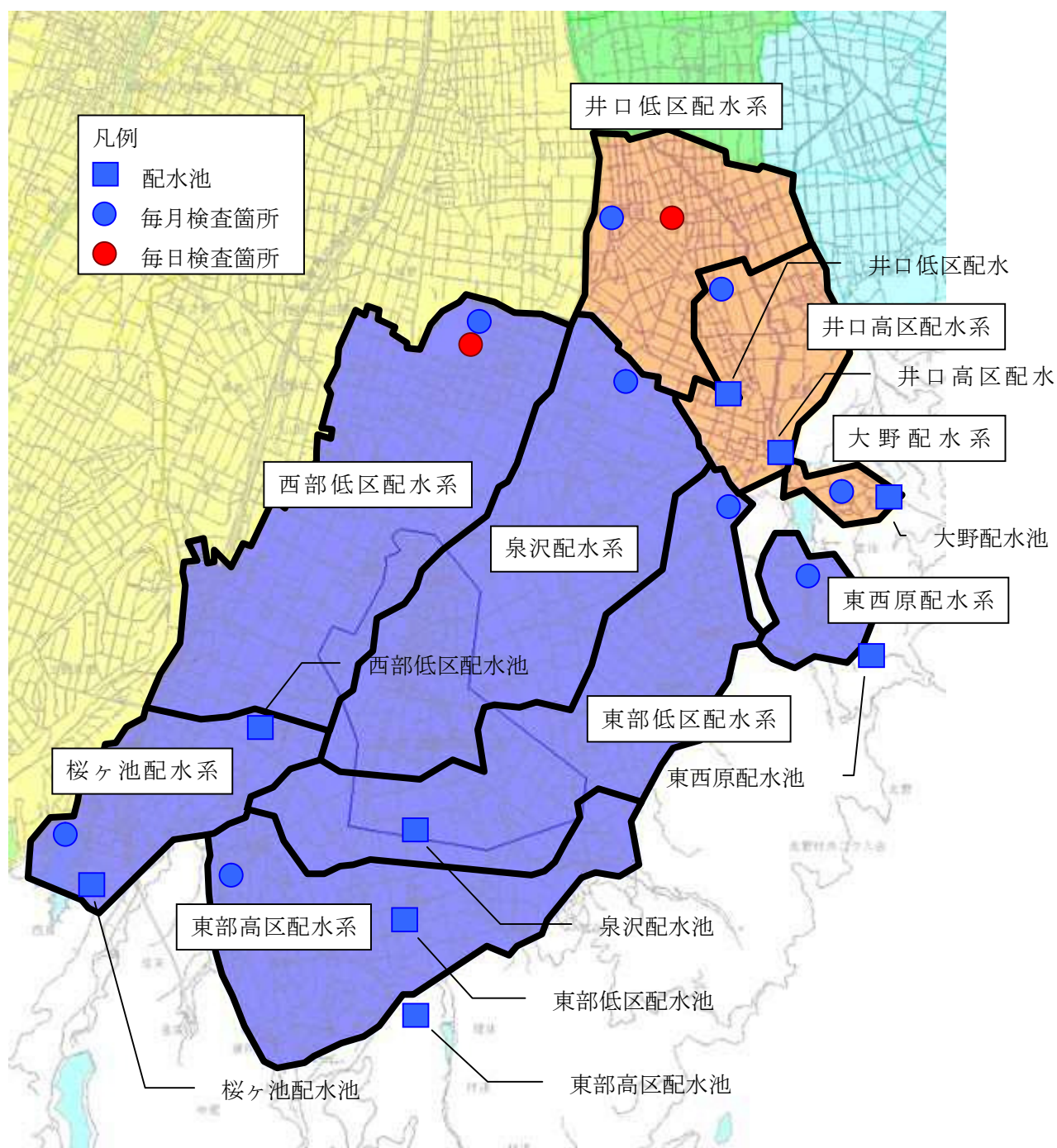


水系の目安となる住所
井波地域

坂下水系	井波、今里、沖、川原崎、北市、北川、五領、三清東、高瀬、坪野、戸板、藤橋、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、松島、山下、山斐、山見 (一部地区が、配水の状況により谷配水系として配水されます。)
連代寺水系	院瀬見、院瀬見西山、志観寺、清玄寺、谷、東城寺、連代寺
五領島水系	安室、岩屋、井波軸屋、清水明、専勝寺、高屋、利屋、野能原、飛驒屋

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図 1－2 水質検査を行う採水地点（井口・城端地域）



水系の目安となる住所

井口地域

井口高区水系	池田、川上中、蛇喰
井口低区水系	池尻、井口、久保、上広安、宮後
大野水系	大野

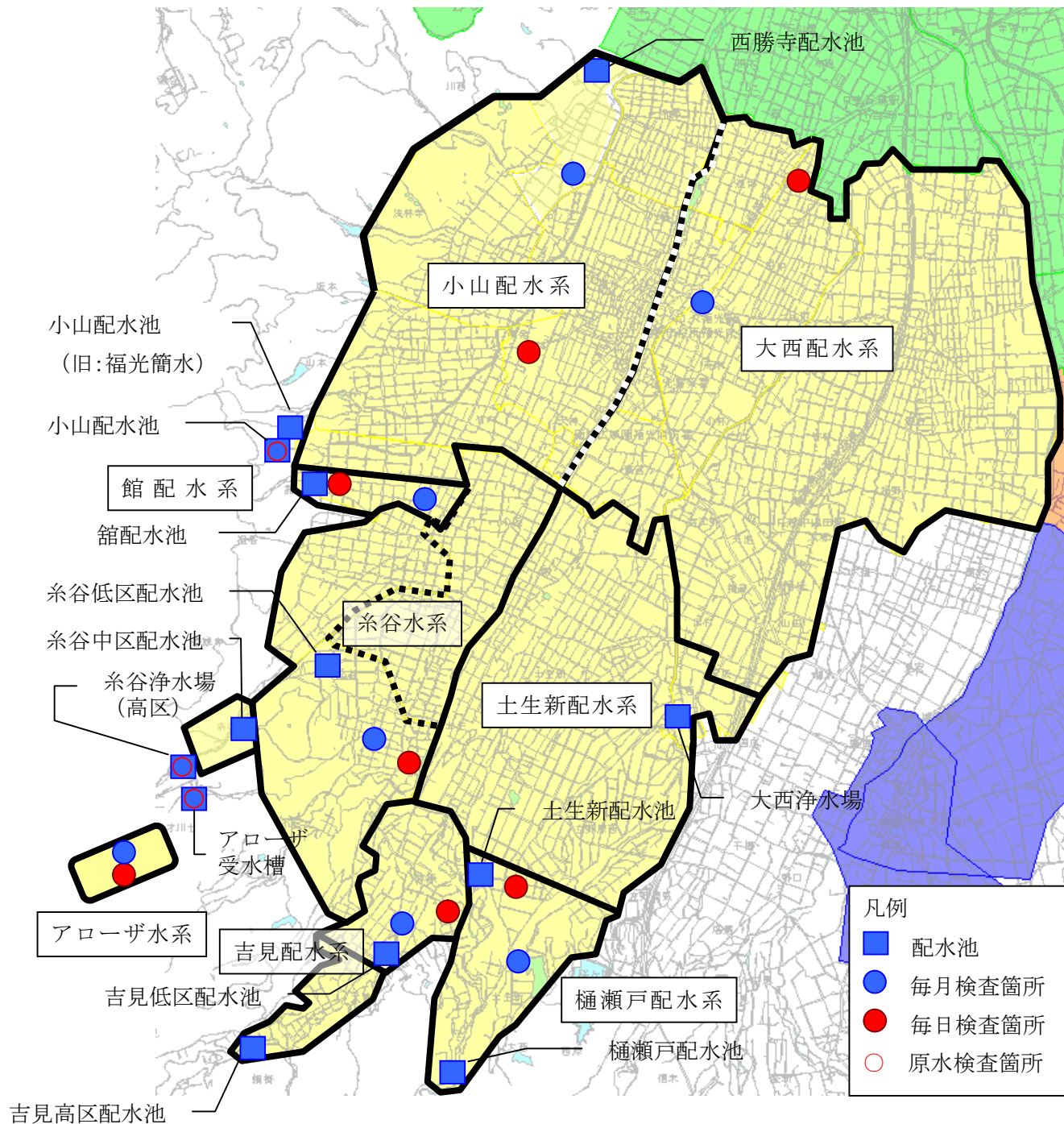
城端地域

泉沢水系	城端、泉沢、大宮野、北野、理休
東部高区水系	打尾、上見、大鋸屋、瀬戸、中尾、正谷、盛新、林道
東部低区水系	西明、細野、蓑谷
西部低区水系	大窪、大宮野新、金戸、経塚野、国広、是安、示野、千福新、野田、信末、細木

桜ヶ池水系	上原、千福、立野原東、塔尾、野口
東西原水系	東西原

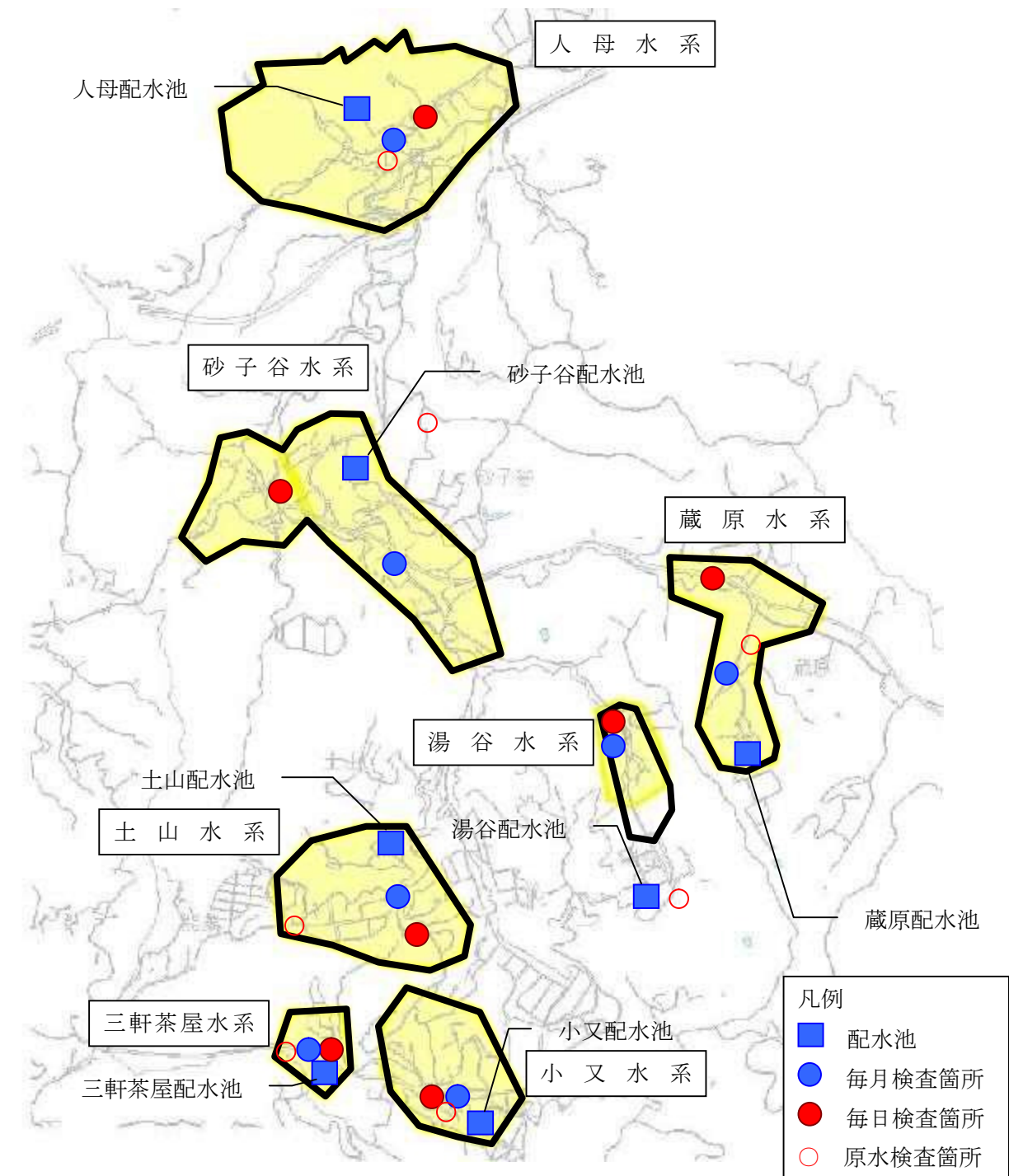
※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図 1－3 水質検査を行う採水地点（福光地域①）



※小山配水系と大西配水系の境(小矢部川付近)の配水管は連通しており配水系の特定は出来ません。

図 1－4 水質検査を行う採水地点（福光地域②）



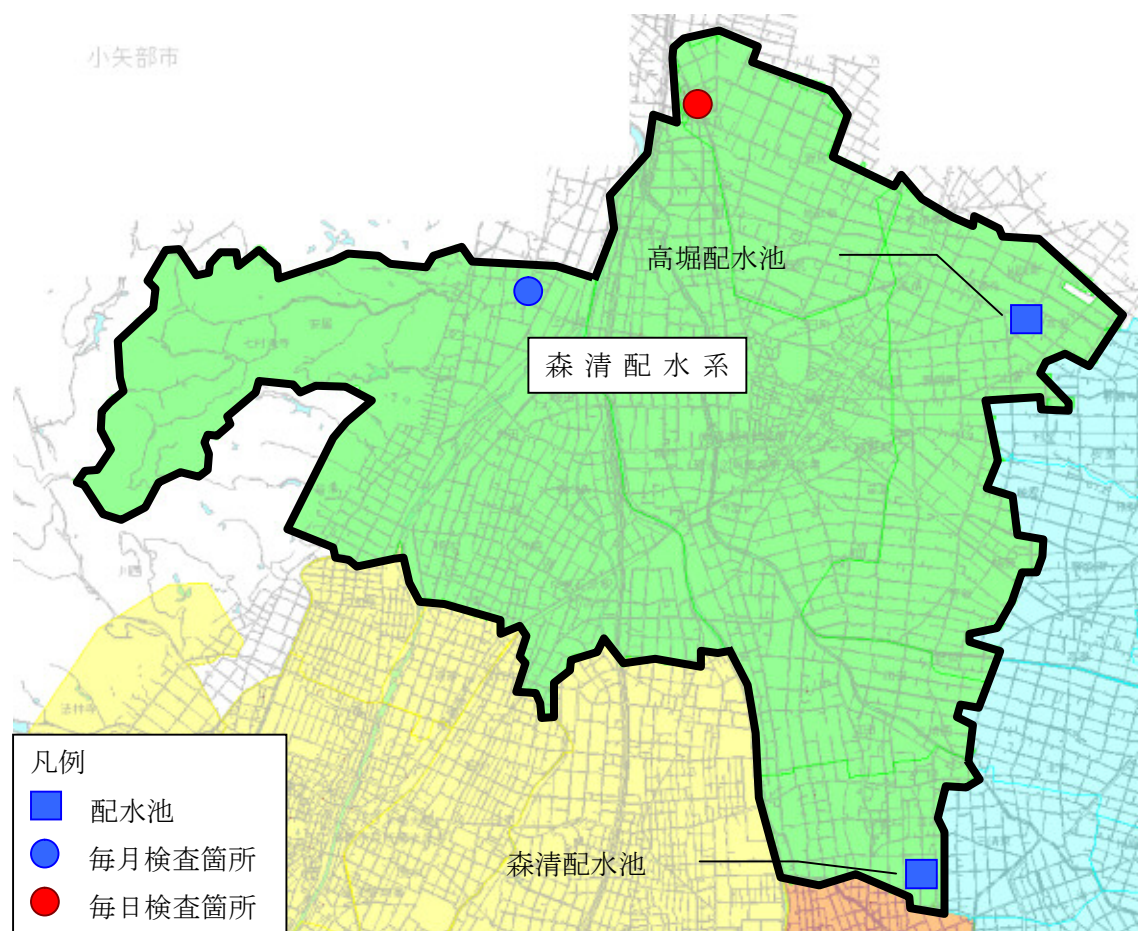
水系の目安となる住所
福光地域

小山水系（受水）	福光（通称名：東町、観音町、中央通り、寺町、旭町、西町、神田町、荒町、栄町、中荒町、五宝町、本町、宮脇町、天神町、味噌屋町、川原町、東新町の大字のない区域）、福光新町、坂本、竹内、天神、山本、開発、川西、中ノ江、八幡、法林寺、松木、遊部川原、和泉、岩木、岩安
館配水系（受水）	館
糸谷水系	（糸谷低区）小坂、才川七 （糸谷中区）小院瀬見、香城寺、小二又、祖谷、広谷 （糸谷高区）糸谷新

吉見配水系（受水）	（吉見低区）太美、嫁兼 （吉見高区）綱掛、吉見
樋瀬戸配水系（受水）	樋瀬戸、土生新（立野新）
土生新配水系（受水）	土生新（立野新以外）、殿、土生、大西
大西配水系 （受水）	赤坂、天池、天池字二番野島、竹林、出村、縄蔵、山田、吉江野、梅野、大塚、荒見崎、在房、梅原、鍛冶、神成、高畠、徳成、利波河、東殿、久戸、宗守、高宮、小林、下野、荒木、田中、一日市、遊部、吉江中
人母水系	人母
砂子谷水系	砂子谷、高窪
蔵原水系	蔵原
湯谷水系	湯谷
土山水系	土山
三軒茶屋水系	土山（三軒茶屋）
小又水系	小又
アローザ水系	才川七字荒山
小山（旧）簡易水道	小山

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図１－５ 水質検査を行う採水地点（福野地域）



水系の目安となる住所

福野地域

森清水系	福野（浦町、上浦町、駅前通り、御蔵町、上町、西新町、東新町、辰巳町、田中町、七ツ屋、南町、東横町、中横町、西横町、二日町、四区町の一部の大字のない区域）、雨潜、石田、岩武新、院林、梅ヶ島、江田、上川崎、上三日市、桐木、三清西、寺家新屋敷、柴田屋、下吉江、上津、新邸、高儀、田尻、田屋、七村滝寺、苗島、野尻、野原、晩田、東石田、百町、広安、二日町、布袋、本江、前田、松原新、三ツ屋、森、森清、やかた、安居、安居ト、安清、上野、川除新、福野軸屋、寺家、高堀、長源寺、年代、野尻野、野新、松原、焼野、八塚
------	--

図 1-6 水質検査を行う採水地点（平地域）

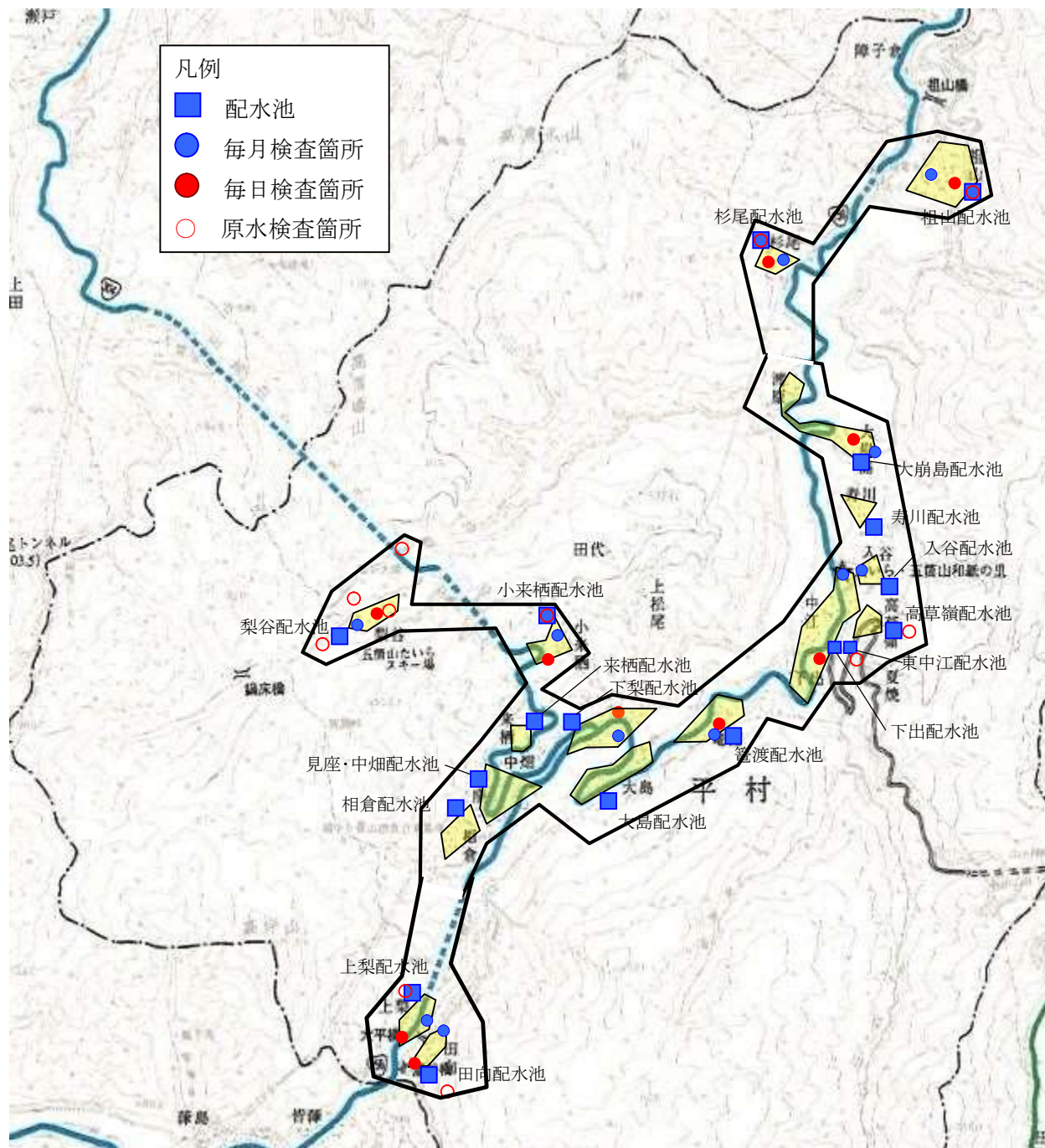


図 1－7 水質検査を行う採水地点（上平地域）

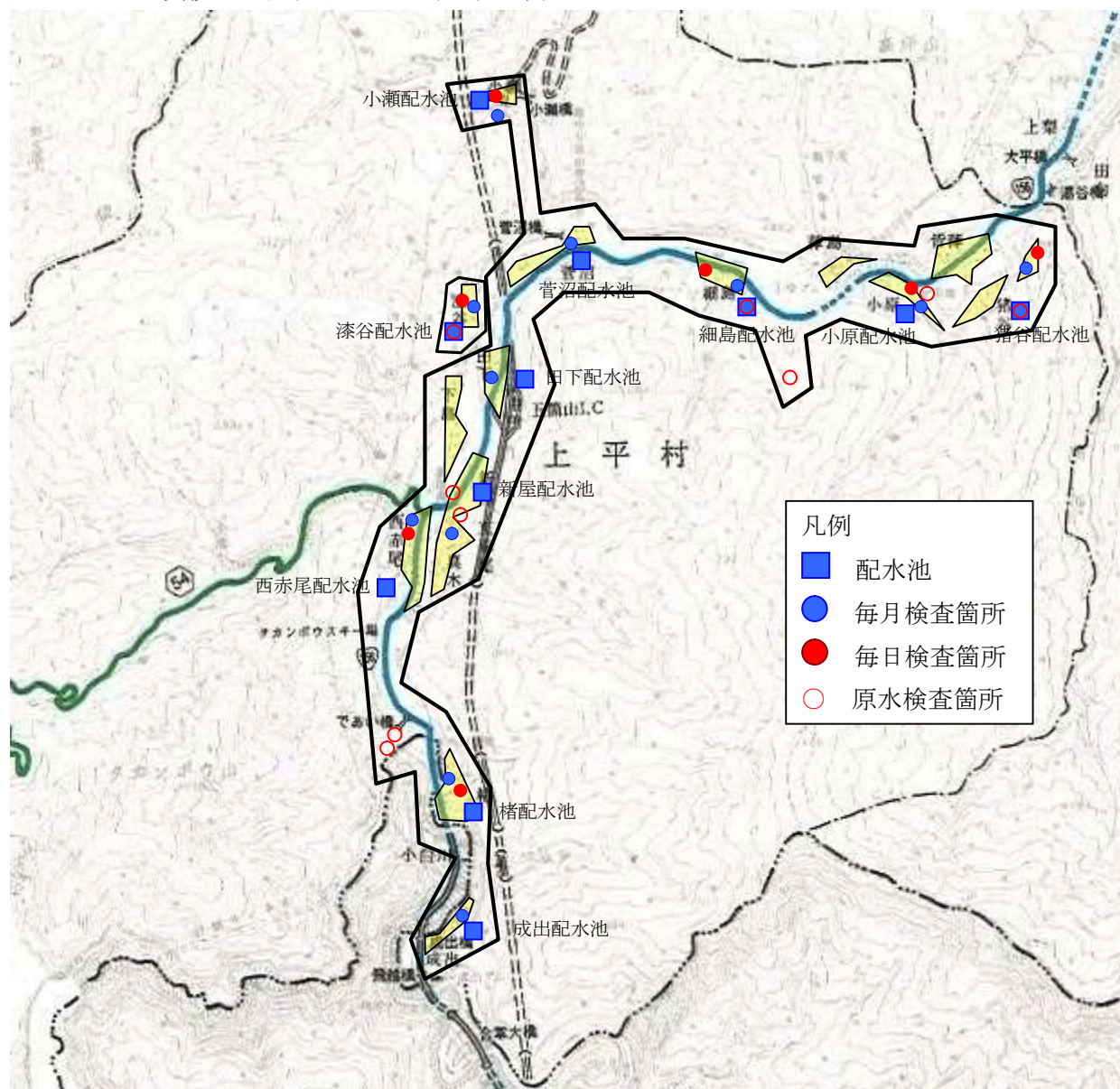


図 1－8 水質検査を行う採水地点（利賀地域①）



図1－9 水質検査を行う採水地点（利賀地域②）

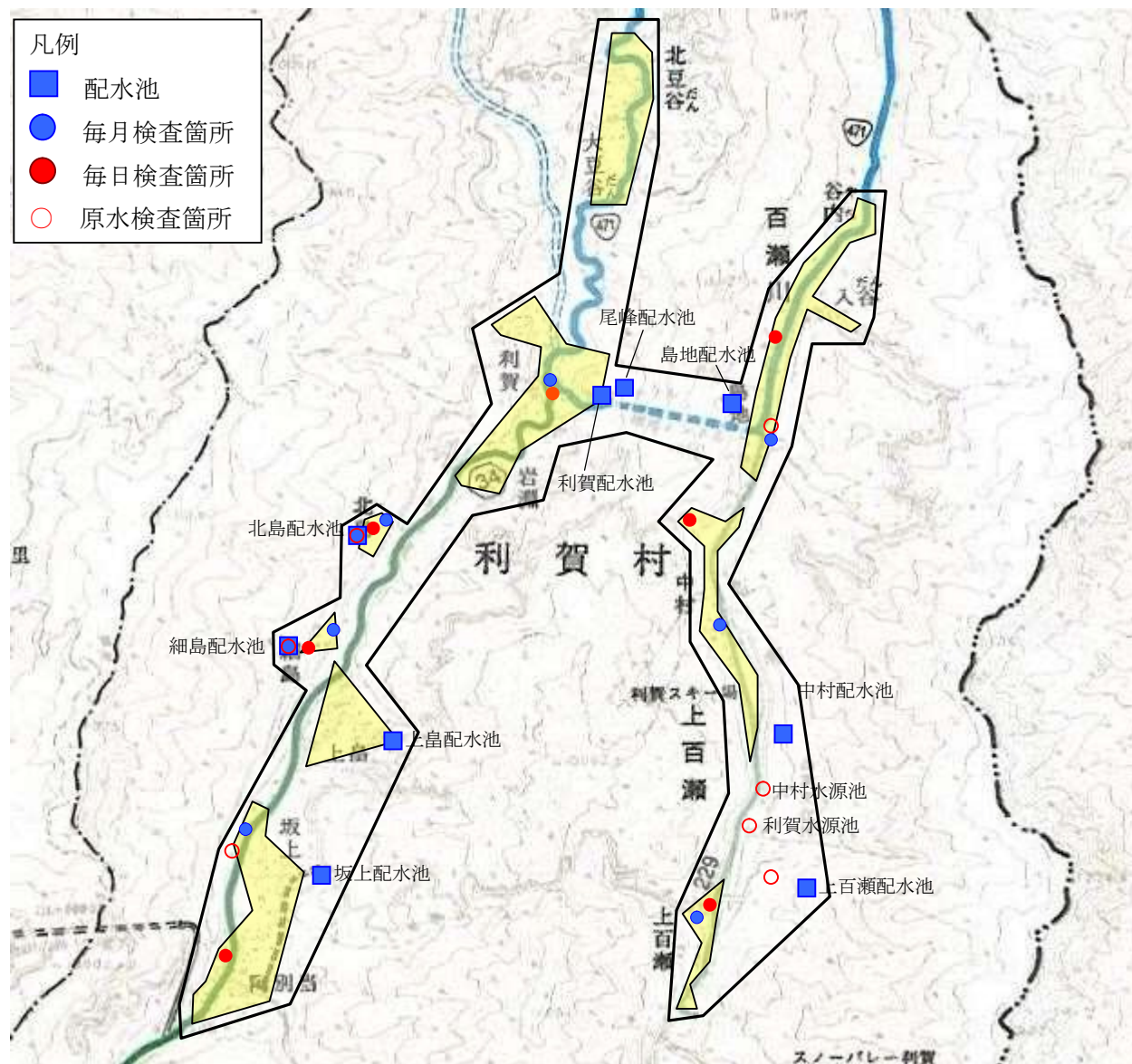


図1－10 水質検査を行う採水地点（利賀地域③）



平成31年度水質検査予定表（別添ファイル参照）

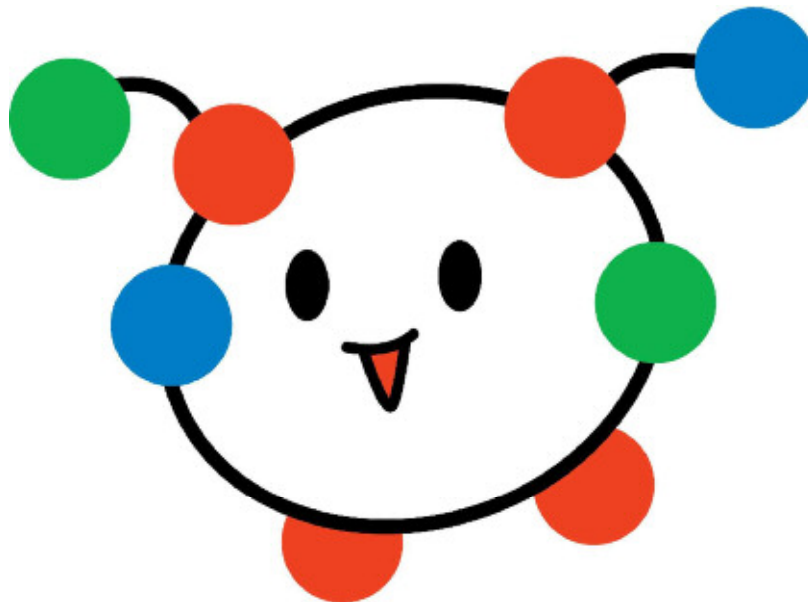
お問い合わせ先

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地

南砺市 ふるさと整備部 上下水道課 水道工務係

TEL 0763-23-2023

FAX 0763-52-6385



ほっと あっと なんと